

富山大学 学術研究部工学系 教員公募

1. 所 属

富山大学 学術研究部工学系  
(工学部 工学科 電気電子工学コース担当)

2. 職 名

助教1名 (任期5年, 再任可)

3. 採用予定年月日

令和4年4月1日以降のできるだけ早い時期

4. 研究分野・専門分野

電気機器工学(電磁力応用, 磁気応用等に関する実験的研究。メカトロニクス, 計測・制御に関する知識を有する方)

5. 担当授業科目(予定)

数学, 学生実験を含むコース専門科目, 教養教育科目, 及び学部学生の教育・実験指導  
修士課程及び博士課程大学院学生の教育・実験指導

6. 応募条件

- (1) 着任時までに博士の学位を有する若手研究者(博士号取得後8年未満であること, Ph. D. など外国での同等の学位を含む)
- (2) 大学院修士課程及び博士課程の教育・実験指導が担当できる者
- (3) 教育・研究に意欲がある者
- (4) 科学研究費補助金等外部資金の獲得に意欲がある者
- (5) 地域貢献活動等, 全学的活動に積極的に寄与できる者
- (6) 英語でも講義ができることが望ましい

7. 応募締切日

令和3年12月10日(金) 必着

8. 応募書類等

- (1) 履歴書(学歴, 職歴, 学会及び社会における活動等, 写真貼付)  
(出産・育児・介護等の各種ライフイベントによる休業がある場合は, 業績への影響を考慮いたします。該当する方は, 履歴書にその旨をご記入ください。)
- (2) 研究業績リスト(著書, 査読のある学会論文誌や学術雑誌に掲載または掲載決定済の論文, 国際会議での発表または発表決定済の論文, その他の論文, 特許等に分類し, 全著者名を記載すること) \*所定の様式をホームページ(<https://www.u-toyama.ac.jp/outline/other-info/employ/>) からダウンロードして使用してください。
- (3) 主要論文の別刷(2篇程度, コピー可)
- (4) 国内(際)学会での招待講演リスト
- (5) 受賞歴
- (6) 科学研究費補助金採択状況並びに他の競争的研究資金獲得実績(代表と分担の別, 及びその金額を明記)
- (7) これまでの研究概要及び今後の教育研究に関する抱負(2,000字程度)
- (8) 推薦書2通, 自薦の場合は本人について照会可能な2名の方の氏名と連絡先
- (9) (1)~(8)のPDFファイルを収めた, CD-ROM, USBメモリ等

※提出いただいた書類に含まれる個人情報, 選考以外の目的には使用しません。

9. 選考方法 書類選考後、面接を行います。

10. 応募方法 郵送または JREC-IN Portal の「Web 応募」機能からも応募頂けます。

※JREC-IN Portal Web 応募の場合は、必要書類を1つのPDFファイルにまとめてアップロードしてください。

11. 郵送の場合の書類送付先および問い合わせ先

〒930-8555 富山市五福 3190

富山大学 学術研究部工学系 教授 平田 研二

(工学部 工学科 電気電子工学コース コース長)

電話: 076-445-6745 E-mail: hirata@eng.u-toyama.ac.jp

応募書類等は、封筒表に「教員応募書類(電気機器工学)」と朱書し、(簡易)書留にてご送付下さい。

12. その他

(1) 選考の段階で面接を実施する場合があります。その際の旅費等をご自身で負担願います。

(2) 必要に応じて、別途資料を提出していただくことがあります。

(3) 応募書類等は返却いたしません。

(4) 学位取得見込みの方も含めて、採用の時期についてはご相談に応じます(適宜ご相談ください)。

(5) 労働条件については、本学職員就業規則によることとします。

給与は学歴・職務経験等を考慮して決定されます。

富山大学では退職時に退職手当を支給する新年俸制を導入しており、本公募による採用の際には、この年俸制が適用されます。

給与に関する問い合わせ先: 富山大学総務部人事課 電話: 076-445-6524

○ 富山大学では、多様な人材の積極的な応募を歓迎します。

富山大学ダイバーシティ推進宣言に基づき、全学的に女性研究者を含め多様な人材が活躍できるよう、教育・研究活動と生活の両立支援、男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいます。

男女共同参画推進やダイバーシティの取り組みは以下 URL をご覧下さい。

[ダイバーシティ推進センター] <http://www3.u-toyama.ac.jp/danjo/>

[富山大学ダイバーシティ推進宣言]

<https://www.u-toyama.ac.jp/outline/other-info/gender-equal/>

○ 「男女雇用機会均等法」第8条(女性労働者に係る措置に関する特例)の規定により、女性教員の割合が相当程度少ない現状を積極的に改善するための措置として、業績及び資格等の評価が同等である場合は女性を採用します。(男性の応募を妨げるものではありません。)